

川崎ハンドボールアカデミー保護者会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、「川崎ハンドボールアカデミー」の目的を達成するために、保護者会として組織する。
- 第2条 本会は、走・投・跳とチームワークを必要とするハンドボール競技などさまざまなスポーツを通して、育ち盛りの部員の体力の増強と、健全で豊かな心の育成を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
ア) 練習会や各種大会における部の送迎・応援及び合宿・遠征等の行事への協力支援を行う。
イ) 備品・用具・ユニフォーム等の補充・補足の後援及び管理をする。
ウ) 部員及びその保護者の親睦を図る。
エ) その他、本会の目的を達成するための協力・支援を行う。
- 第4条 本会は、入部希望者に対し、次の書類の提出を求めるものとする。
ア) 入部届
イ) 同意書

第二章 役 員

- 第5条 本会は、次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 1 名 |
| 3. 会 計 | 2 名 |
| 4. 会計監査 | 1 名 |
- 第6条 役員は総会で選出され、総会出席者多数をもって承認されなければならない。
- 第7条 役員の仕事については、以下の通りとし、役員は一致団結・相互協力して仕事にあたる。
1. 会長は、保護者会を総括し、監督・指導者との連絡及び相談仕事にあたる。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故等があるときは、その仕事を代行する。
3. 会計は、本会運営の執行・管理及び会費の集金にあたり、会の会計にあたる。
4. 会計監査は、会計の監査にあたる。
- 第8条 役員の任期は、1ヶ年とし、再任を妨げない。

第三章 保護者会総会

- 第9条 総会は、毎年3月とし、必要に応じ臨時総会を開催する。
- 第10条 総会は次の通りとする。
1. 事業計画及び収支予算の決定
2. 事業報告及び収支決算の承認
3. 役員の手出し及び承認
4. 会則の変更
5. その他、運営に関する重要な事項
- 第11条 総会は、会員数の過半数をもって成立し議決する。

第四章 会 計

第12条 本会の運営費は、会費・その他をもってこれにあたる。

第13条 会費等については、次のようにする。

- ア) 会費は、全学年(1～6)を3,000円とし、3ヶ月分を4月・7月・10月・1月の各月に原則1回目の練習日に9,000円をまとめて集金する。
- イ) 会費月額は諸条件により、総会の決議により変更できる。又、退部等による会費の返却は原則として行わない。
- ウ) 合宿等の場合は、実費を別途集金する。尚、原則として集金後の返金を行わない。
- エ) 部員のケガ・疾病等により、1ヶ月以上の長期の休部の場合は、会費の集金を行わない。
- オ) 新規ユニフォーム制作費用や用具の購入費用として、別途用具費積立金を徴収する。
- カ) 通常の練習時に加え、各種大会や交通機関を利用した練習試合の参加にあたって、コーチ・アシスタントコーチの交通費を支給する。
支給については自宅から会場との往復の交通費を支給する。
各種大会、お昼を挟んだ遠征時には、別途昼食代を支給する。

第14条 本会の会計年度は、総会翌日に始まり、翌年度総会日に終わる。

第五章 その他

第15条 本会は、川崎ハンドボールアカデミー部員の募集・継続に協力する。

第16条 本会は、ハンドボールの活動を理解し、援助育成を願う監督、コーチ及び賛助会員の協力により運営され、保護者は、監督・コーチとの相互理解と信頼感をより一層高めるために、お互いの立場を理解し、かつ、尊重しあうよう努め、その分野に介入しての行動を慎み、非難めいた暴言により不利益や損傷を与えないよう配慮の上、次の事項を厳守する。

- ア) 練習および大会等の指導は指導者に一任し、保護者は援助・協力する。
- イ) 練習および大会等における言動について十分に注意する。
- ウ) 指導者の行う指導方針を尊重する。

第17条 役員については、入会時にスポーツ安全保険に加入するものとして、不慮の事故等に対しては、スポーツ安全保険の範囲内で保障するものとする。

第六章 部 員

第18条 川崎ハンドボールアカデミー部員は、スポーツマンとしての自覚をもって行動する。

第19条 入部については、原則小学校1年生からとし、6学年をもって卒部とするが、卒部後の練習参加については、これを拒まない。

第七章 会則の変更

第21条 この会則は、総会における会員数の過半数をもって決議によって変更することができる。

附 則 この会則は、令和6年3月3日から施行する。